

株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則(平成20年8月15日通知)(下線部分変更)

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程(以下「規程」という。)第292条の規定に基づき、振替株式等の発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人) 機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行、受託会社及び受益権原簿管理人(以下「利用者」という。)が、<u>株式等振替業に係る利用者の業務の処理に、機構の株式等振替制度に係るシステム(以下「機構システム」という。)を利用することに関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>(用語)</p> <p>第2条 <u>この規則において、規程の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。</u></p> <p>2 <u>この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>利用者システム</u> <u>利用者のコンピュータ・システムをいう。</u></p> <p>(2) <u>統合Web端末</u> <u>機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置をいう。</u></p> <p>(3) <u>加入者情報Web端末</u> <u>機構が提供する加入者情報の通知その他の機能を利用するための端末装置をいう。</u></p> <p>(4) <u>Web接続</u> <u>利用者システムと機構システムとの間のデータ授受の方法のうち、統合Web端末又は加入者情報Web端末(以下「統合Web端末等」という。)を通じて行うものをいう。</u></p> <p>(5) <u>ファイル伝送</u> <u>利用者システムと機構システムとの間のデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程(以下「規程」という。)第292条の規定に基づき、振替株式等の発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人) 機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行、受託会社及び受益権原簿管理人(以下「利用者」という。)が、<u>株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が行う株式等の振替に関する業務に係る利用者の業務の処理に、機構の株式等振替制度に係るシステム(以下「機構システム」という。)を利用することに関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>(新設)</p>

機構が適当と認めるものをいう。

(6) オンライン・リアルタイム接続 ファイル
伝送以外の利用者システムと機構システムと
の間のデータ授受の方法であって機構が適当
と認めるものをいう。

(7) インターネット接続 利用者システムと機
構システムとの間のデータ授受のうち、インタ
ーネットに接続された自動公衆送信装置を使
用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられ
た情報の内容を電気通信回線を通じて行うも
のをいう。

(8) インターネット端末 インターネット接続
を利用するための端末装置をいう。

(利用者の機構システムの利用)

第3条 利用者は、株式等振替業に係る業務の処理
において、次の各号に掲げる機構との間のデータ
授受の方法により、機構システムを利用する。

(1) Web接続

(2) ファイル伝送

(3) オンライン・リアルタイム接続

(削る)

(4) この規則に定めるところにより作成する電

(定義)

第2条 この規則において利用者の機構システム
の利用とは、株式等の振替に関する業務規程及
び株式等の振替に関する業務規程施行規則の規
定に基づき利用者が行う業務の処理における次
の各号に掲げる方法による機構との間のデータ
授受をいう。

(1) 利用者の事務所又は機構が認めた場所に利
用者が設置する機構が提供する統合Web機
能を利用するための端末装置(以下「統合We
b端末」という。)からの入出力

(2) 利用者のコンピュータ・システム(以下「利
用者システム」という。)によるデータ授受の
方法のうち、そのデータをファイルとして伝送
する方式であってこの規則に定めるところに
よるもの(以下「ファイル伝送」という。)

(3) ファイル伝送以外の利用者システムによる
データ授受の方法であってこの規則に定める
ところによるもの(以下「オンライン・リアル
タイム接続」という。)

(4) 利用者の事務所又は機構が認めた場所に利
用者が設置する機構が提供する加入者情報の
通知その他の機能を利用するための端末装置
(以下「加入者情報Web端末」という。)か
らの入出力

(5) 利用者によるこの規則に定めるところによ

磁的媒体による通知又は提出

(5) インターネット接続

- 2 機構は、利用者が機構システムの利用を開始するにあたり、必要があると認める場合には、当該利用者において適切な機構システムの利用が可能であることを確認するためのテストを行うことができるものとする。

(Web接続)

第4条 利用者は、業務の処理をWeb接続により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

- 2 Web接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(削る)

(削る)

り作成する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体の機構への提出

- (6) インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて通知をする方法及び利用者が設置する当該通知を受信するための端末装置(以下「インターネット端末」という。)からの入力(以下「インターネット接続」という。)

(新設)

(統合Web端末及び加入者情報Web端末)

第3条 利用者は、業務の処理を統合Web端末又は加入者情報Web端末(以下「統合Web端末等」という。)からの入出力により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、当該統合Web端末等が、利用者が業務の処理を委託している者(以下「計算会社等」という。)の端末であるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。

- 2 統合Web端末等と機構システムとを接続する回線設備の開設は、前項の届出書の記載に基づいて、利用者が行うものとする。

- 3 第1項後段の場合において、発生した事故等については、それぞれの間で解決するものとする。

(統合Web端末等による計算会社等とのデータ授受)

第4条 利用者が利用する統合Web端末等が計算会社等の統合Web端末等である場合には、当該計算会社等の統合Web端末等と機構システムとの間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した利用者の統合Web端末等

(Web接続の運用等)

第5条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び操作要領等の定めに従い、善良な管理者の注意をもってWeb接続による事務の処理を行うものとする。

2 利用者は、Web接続の接続仕様に、やむを得ない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。

3 利用者は、Web接続に障害が発生した場合には、速やかに機構に連絡するものとする。

(Web接続に係る費用負担)

第6条 利用者は、当該利用者が使用する統合Web端末等に係る端末料(統合Web端末等の設置及び保守に係る費用をいう。)、電力料及び消耗品等の費用並びにWeb接続のための回線設備に係る費用(回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。)を負担するものとする。

(回線接続)

第7条 利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)を行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

2 回線接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(削る)

と機構システムとの間で授受したものとして取り扱う。

(統合Web端末等の運用等)

第5条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び操作要領等の定めに従い、善良な管理者の注意をもって統合Web端末等による事務の処理及び統合Web端末等の取扱いを行うものとする。

2 利用者は、統合Web端末等の接続仕様に、やむを得ない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。

3 利用者は、統合Web端末等に障害が生じた場合には、速やかに機構に連絡するものとする。

(統合Web端末等に係る費用負担)

第6条 株式等振替制度に係る手数料に関する規則に定める手数料のほか、統合Web端末等の使用に係る端末料(統合Web端末等の設置及び保守に係る費用をいう。)、電力料及び消耗品等の費用並びに統合Web端末等と機構システムとを接続する回線設備に係る費用(回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。)は、利用者の負担とする。

(回線接続)

第7条 利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)をする場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、回線接続する利用者システムが、計算会社等のシステムであるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。

2 回線接続に係る回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(回線接続による計算会社等とのデータ授受)

(回線接続の運用等)

第8条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び運用要領の定めに従い、善良な管理者の注意をもって回線接続による事務の処理を行うものとする。

2 (略)

(削る)

3 利用者は、回線接続に障害が発生した場合(ファイル伝送等によるデータ授受ができない状態になった場合で、その原因が明らかでないときを含む。)には、速やかに機構に連絡するものとする。

(回線接続に係る費用負担)

第9条 利用者は、回線接続のための回線設備に係る費用を負担するものとする。

(電磁的媒体の作成等)

第10条 第3条第1項第4号に掲げる電磁的媒体の作成は、機構が定める接続仕様書によるものとする。

(削る)

2 前項の場合において、電磁的媒体の作成及び提出についての責任は、当該利用者が負うものとする。

第8条 回線接続する利用者システムが計算会社等のシステムである場合には、当該回線接続を介したファイル伝送等により計算会社等のシステムと機構システムとの間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した利用者の利用者システムと機構システムとの間で授受したものと取り扱う。

(回線接続の運用等)

第9条 利用者は、回線接続及びファイル伝送等による事務の処理につき、機構が定める接続仕様書及び運用要領の定めに従い行うものとし、これらに関する事務を、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。

2 (略)

3 利用者は、ファイル伝送等による事務の処理につき、機構と取決めを行い、その内容を記載した届出書を機構に提出するものとする。

4 第5条第3項の規定は、回線接続に障害が発生した場合(ファイル伝送等によるデータ授受ができない状態になった場合で、その原因が明らかでないときを含む。)について準用する。

(回線接続に係る費用負担)

第10条 株式等振替制度に係る手数料に関する規則に定める手数料のほか、回線接続のための回線設備に係る費用は、利用者の負担とする。

(電磁的方法による記録に係る記録媒体の作成等)

第11条 第2条第5号に掲げる電磁的方法による記録に係る記録媒体の作成は、機構が定める接続仕様書によるものとする。

2 前項に規定する電磁的方法による記録に係る記録媒体の作成及びその機構への提出を計算会社等に委託する利用者は、所定の届出書を機構に提出するものとする。

3 前項の場合において、電磁的方法による記録に係る記録媒体の作成及び提出についての責任

る。

(電磁的媒体の調達)

第 11 条 利用者が機構に提出する電磁的媒体は、
利用者が調達するものとする。

(インターネット接続)

第 12 条 利用者は、業務の処理をインターネット
接続により行う場合には、所定の届出書を機構に
提出するものとする。

2 インターネット接続のための回線設備の開設
は、機構の定めるところに従い、利用者が行うも
のとする。

(削る)

(削る)

(インターネット接続の運用等)

第 13 条 (略)

2 (略)

3 利用者は、インターネット接続に障害が発生し
た場合は、速やかに機構に連絡するものとする。

(インターネット接続に係る費用負担)

第 14 条 利用者は、当該利用者が使用するインタ
ーネット端末に係る端末料(インターネット端末

は、当該利用者が負うものとする。

(電磁的方法による記録に係る記録媒体の調達)

第 12 条 利用者が機構に提出する電磁的方法に
よる記録に係る記録媒体は、利用者が調達する
ものとする。

(インターネット接続)

第 13 条 利用者は、業務の処理をインターネット
接続により行う場合には、所定の届出書を機構
に提出するものとする。この場合において、イ
ンターネット端末が計算会社等のインターネッ
ト端末であるときは、当該届出書にその旨を記
載するものとする。

2 インターネット接続に係る回線設備の開設
は、前項の届出書の記載に基づいて、利用者
が行うものとする。

3 第 1 項後段の場合において、発生した事故等
については、それぞれの間で解決するものとし
る。

(インターネット接続による計算会社等とのデー
タ授受)

第 14 条 利用者が利用するインターネット端末が
計算会社等のインターネット端末である場合に
は、当該計算会社等のインターネット端末と機
構システムとの間で授受したデータは、当該計
算会社等に業務を委託した利用者のインターネ
ット端末と機構システムとの間で授受したもの
として取り扱う。

(インターネット接続の運用等)

第 15 条 (略)

2 (略)

3 利用者は、インターネット接続に障害が生じ
た場合は、速やかに機構に連絡するものとする。

(インターネット接続に係る費用負担)

第 16 条 株式等振替制度に係る手数料に関する規
則に定める手数料のほか、インターネット接続

の設置及び保守に係る費用をいう。) 電力料及び消耗品等の費用並びにインターネット接続のための回線設備に係る費用を負担するものとする。

(各種テストへの協力)

第 15 条 (略)

2 利用者は、前項の連動確認テスト及び各種のテストに要する費用のうち当該利用者側の費用を負担するものとする。

(遵守義務)

第 16 条 利用者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、機構システムの利用によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 (略)

(削る)

3 (略)

(利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等)

第 17 条 利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係る業務の処理を他の者に委託できるものとする。

2 前項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者(以下「計算会社等」という。)のコンピュータ・システムと

に係る端末料(インターネット端末の設置及び保守に係る費用をいう。) 電力料及び消耗品等の費用並びにインターネット端末と機構システムとを接続する回線設備に係る費用(回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。)は、利用者の負担とする。

(各種テストへの協力)

第 17 条 (略)

2 前項の連動確認テスト及び各種のテストに要する費用のうち利用者側の費用は、当該利用者の負担とする。

(遵守義務)

第 18 条 利用者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、機構システムの利用によって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 (略)

3 第 3 条第 1 項後段の規定により業務の処理に係る入出力を行う統合 Web 端末等が計算会社等の統合 Web 端末等である利用者、第 7 条第 1 項後段の規定により回線接続する利用者システムが計算会社等のシステムである利用者、第 11 条第 2 項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体の作成及び提出を計算会社等に委託する利用者並びに第 13 条第 1 項後段の規定により業務の処理に係る通知の受信及び入力を行うインターネット端末が計算会社等のインターネット端末である利用者は、当該計算会社等に前 2 項の規定を遵守させるものとする。

4 (略)

(新設)

機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者（以下「委託元利用者」という。）の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱うものとする。

3 計算会社等と機構との間で授受した書面は、委託元利用者と機構との間で授受したものとして取り扱うものとする。

4 計算会社等の機構システムの利用に関して発生した事故等は、委託元利用者と当該計算会社等との間で解決するものとする。

5 委託元利用者は、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第13条、第14条、第15条、前条第1項及び第2項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。

6 委託元利用者は、機構が計算会社等に対して、機構システムの利用に関し必要な措置を講ずることができることを、当該計算会社等に遵守させるものとする。

2 附則

この改正規定は、平成22年7月1日から施行する。

以 上